

令和3年度水力発電所の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署

1. 立入検査の目的

電気工作物の保安については、電気事業法に基づき、電気工作物の設置者自身が保安責務を負い、保安規程を定め、遵守し、主任技術者を選任する等、自主保安体制により電気保安の万全を期すこととなっています。

水力発電所の水力設備のうち、ダム、圧力導水路、水圧管路等の破損事故は、発電に支障を及ぼすことはもとより、周辺の物件又は人体に危害を与えるなどの大惨事となる要因を包含しています。

このため、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署管内の水力発電所に対して、電気事業法第107条に基づき、以下の項目を中心に、保安の実態を把握するとともに事故の未然防止等の目的として毎年立入検査を実施しています。その結果、法令違反又はそのおそれがある場合には、改善指導等を行うこととしています。

- ①事業用電気工作物の電気事業法（以下、「法」という。）第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準への適合状況
- ②法第42条第1項に規定する保安規程の遵守状況等
- ③法第43条第1項及び第2項に規定する主任技術者の選任状況並びに事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務状況

2. 立入検査の対象設備

管内の水力発電所を対象に3事業者、4発電所に対し立入検査を実施しました。

検査対象発電所は、令和2年度に電気事故があったものや長期間立入検査未実施のものを中心に選定しました。

3. 立入検査の結果

検査の結果、次のとおり、保安規程の遵守状況に関するもの1件の示達事項がありました。

なお、示達事項については、報告を受け、支障ない旨確認しています。

<示達の内容>

- ①保安規程に基づく教育の内容が不十分なもの。（1件）

4. まとめ

- ・立入検査の結果、保安業務委託先の保安教育実施結果の確認に関する示達事項がありましたが、全体的には、概ね自主保安意識の高まりを感じられました。
- ・一方で、自家用の発電所において、導水路の内部点検にて発見したクラック等の劣化度を判定する基準が不明確である事例や工事着工前に請負者に対して行った安全指導の内容が不明確である事例（※いずれも口頭指導）が検出されました。
- ・ダム水路主任技術者及び電気主任技術者におかれましては、今一度、事故の未然防止及び更なる保安力向上の観点から、保安規程・社内手順書等の内容を再確認し、必要な見直しを行っていただくとともに、工事・維持及び運用に関わる者に

対し、定期的な教育・訓練を計画的に実施することで、保全管理に万全を期すよう努めていただきたいと思います。